

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)の要申請者の申請方法等について

ひとり親世帯の支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します。

下記の支給要件に該当する方が給付金を受け取るには申請が必要となりますので、必要書類をご用意いただき、子ども家庭課相談支援係までご提出ください。なお、「ひとり親世帯以外分」と重複して受け取ることはできません。

(令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方につきましては、申請不要で6月29日に支給済みです。)

【申請が必要な方の支給要件】

- ①公的年金等(遺族年金、障害年金等)を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方(※)と同じ水準となっている方(家計急変者)

※児童扶養手当支給対象の所得制限は、下記の表を参照ください。

扶養義務者(18歳以上の同居所に住んでいる親族)がいる場合は、所得制限の対象となります。

児童扶養手当については町ホームページをご覧ください。

(1) 本人

本人の扶養	所得
0人	192.0万円
1人	230.0万円
2人	268.0万円
3人	306.0万円
4人	344.0万円
5人	382.0万円

(2) 扶養義務者

扶養義務者の扶養	所得
0人	236.0万円
1人	274.0万円
2人	312.0万円
3人	350.0万円
4人	388.0万円
5人	426.0万円

【支給額】 対象児童1人当たり一律5万円

【必要書類】※要申請の方全員が提出が必要です。

- ・給付金申請書
- ・申請者の本人確認書類の写し
- ・受取口座を確認できる書類の写し
- ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類
- ・簡易な収入(または所得)見込額の申立書
- ・収入額が分かる書類の写し

申請書、各種申立書は町ホームページまたは担当窓口にてお受け取りください。

【申請期限】 令和5年2月28日まで

▶問い合わせ先=子ども家庭課 相談支援係 ☎56 9137

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外)の要申請者の申請方法等について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)を支給します。

平成16年4月2日から(障がい児の場合、平成14年4月2日から)令和5年2月28日までに生まれた子を養育する方で、下記の支給要件に該当する方が給付金を受け取るには申請が必要となりますので、必要書類をご用意いただき、子ども家庭課子育て係までご提出ください。なお、「ひとり親世帯分」と重複して受け取ることはできません。

【申請が必要な方の支給要件】

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、未申告だった令和3年中の収入状況(令和4年度の住民税申告)を申告されて、新たに令和4年度の住民税均等割が非課税となった方
- ②中学卒業以降の対象児童(平成16年4月2日から(障がい児の場合、平成14年4月2日から)平成19年4月1日までに生まれた子)のみを養育している方で、令和4年度の住民税均等割が非課税である方
- ③令和4年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、家計中心者の収入または所得が令和4年度の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にある(※)と認められる方(家計急変者)

※家計中心者の「令和4年1月以降の任意の1か月の収入×12か月」の額が下記の表を下回る場合

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額	注)世帯人数は、以下の合計人数です。 ・申請者本人 ・同一生計配偶者 (収入金額103万円以下の方) ・扶養親族(16歳未満の方も含む)
2人	138.0万円	
3人	168.3万円	
4人	210.3万円	
5人	250.3万円	
6人	290.4万円	

- ④公務員の方で、令和4年4月分の児童手当の支給を受けていて令和4年度の住民税均等割が非課税の方

【支給額】 対象児童1人当たり一律5万円

【必要書類】

- ・給付金申請書
- ・申請者の本人確認書類の写し
- ・受取口座を確認できる書類の写し
- ・別居している児童の住民票(対象児童が中学卒業以降のお子さんのみで、なおかつ別居している場合)
- ★家計急変者の場合の添付書類
 - ・簡易な収入(または所得)見込額の申立書
 - ・収入額が分かる書類の写し
 - ・申立書(収入が0円の場合)

申請書、各種申立書は町ホームページまたは担当窓口にてお受け取りください。

【申請期限】 令和5年2月28日まで

▶問い合わせ先=子ども家庭課 子育て係 ☎569130